

27み監査第 97号  
平成27年11月27日

みよし市長 小野田賢治様  
みよし市教育委員会委員長 久野元典様  
みよし市議会議長 近藤剛男様

みよし市監査委員 小嶋正道  
同 富田正

随時監査(現金取扱事務に関する監査)の結果に関する報告について(提出)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道

富田 正

## 第2 監査の種類

随時監査

## 第3 監査の概要

### 1. 監査の実施日

平成27年10月5日

### 2. 監査の対象とした部課

市民部 市民課、納税課、税務課

### 3. 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

### 4. 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則の規定に基づき、現金取扱員による収納金の取扱い及び現金の保管が適正に行われているかを主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条による収納金出納簿は、整備されているか。
- (2) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記入されているか。また、日々、出納関係帳簿の点検を行っているか。
- (3) 収納金・釣銭は、適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (4) 現金は、現金出納簿、収納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (5) 収納金は、遅滞なく指定金融機関に振り込まれているか。
- (6) 現金取扱員に任命された者が、現金を取り扱っているか。
- (7) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿などを整備し、管理しているか。

## 第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに上記着眼点に沿って、監査結果を報告します。

### 1. 市民部市民課

平成27年10月5日午後4時55分から、市民課課長及び副主幹の立会いのもとで監査を実施しました。

郵便はがきの管理は、任意の様式によるはがき受払簿で管理されていました。郵便はがきは施錠できる書庫の中に保管されており、帳簿と郵便はがきの数も一致していました。

つり銭は、開庁時には市民課窓口レジ内で保管し、閉庁時には手持ち金庫に入れ会計課の金庫の中に保管しているとのことであり、適正に管理されていました。手持ち金庫の現金を確認した結果、つり銭と当日分手数料集計後の収入金及び郵送での申請に伴う定額小為替が保管されており、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。監査当日の手持ち金庫の現金は、収納金出納簿の金額と一致していました。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員は、現金取扱員に任命されていました。

なお、郵便はがきの管理について、切手管理要領に基づく切手の管理と同様に、根拠等を明らかにしておく必要がありますので、規定の整備等所要の措置を講じていただきたいと考えます。

### 2. 市民部納税課

平成27年10月5日午後5時8分から、納税課課長及び主査の立会いのもとで監査を実施しました。

つり銭は、滞納整理用バック（以下「バック」という）に均等に分けて保管されており、バックの現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。滞納整理等の収納金についても、遅滞なく入金されていました。バックは通常、会計課の金庫に保管されており、必要な場合に持ち出し、業務終了後は会計課の金庫に保管するとのことでした。また、バックには番号が付番されており、滞納整理等で、誰がどのバックを使用したか明確にできるようにしてありました。また、監査当日の手持ち金庫の現金は、収納金出納簿の金額と一致していました。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員は、現金取扱員に任命されていました。

### 3. 市民部税務課

平成27年10月5日午後5時35分から、税務課副主幹及び主事の立会いのもとで監査を実施しました。

つり銭は、開庁時には税務課窓口レジ内で保管し、閉庁時には手持ち金庫に入れ会計課の金庫の中に保管しているとのことでした。手持ち金庫の現金を確認した結果、

つり銭と手数料集計後の収入金であり、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。監査当日の手持ち金庫の現金は、収納金出納簿の金額と一致していました。

会計課で確認した結果、現金の取り扱いをしている職員は、現金取扱員に任命されていました。

各監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則等に基づいて、概ね適正に処理されていると認められました。しかし、一部の事務処理方法等について口頭にて是正、改善を求めた軽微な事項がありましたので、速やかに検討実施されるよう求めます。

今年度も、各課担当者が快く誠実に監査に協力してくださったことに対し、監査委員として、感謝申し上げます。